

個別事業計画書

所管部署：福祉部 社会福祉課

(単位:千円)

事業名	障がい者等生活支援事業	細事業名	介護給付事業	新継区分	継続	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等	障害者自立支援法		
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する					
	(6) 障がいのある人が安心して暮らせる自立支援					
事業実施期間	平成 20 年度 ~ 平成 22 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	利用者に偏りがあるため、サービスの体系を利用対象者に周知し、適切なサービスが受けられるようにケアマネジメントをする必要がある。		平成 20 年度	障がいのある人が、日中活動・夜間・居宅において生活できるためのサービス(居宅介護、短期入所、児童デイサービス、生活介護、療養介護、共同生活介護、施設入所、行動援護、重度訪問介護等)を利用するよう支援を行う。	サービスを提供することにより、自立した日常生活・社会生活を営むことができる。	347,048
具体的な実施内容	障がいのある人が、日中活動・夜間・居宅において生活できるためのサービス(居宅介護、短期入所、児童デイサービス、生活介護、療養介護、共同生活介護、施設入所、行動援護、重度訪問介護等)を利用するよう支援を行う。		平成 21 年度	障がいのある人が、日中活動・夜間・居宅において生活できるためのサービス(居宅介護、短期入所、児童デイサービス、生活介護、療養介護、共同生活介護、施設入所、行動援護、重度訪問介護等)を利用するよう支援を行う。	サービスを提供することにより、自立した日常生活・社会生活を営むことができる。	350,518
事業の目的	障がいのある人が地域で自立した生活がおくれるようになに、総合的なサービスを提供する。		平成 22 年度	障がいのある人が、日中活動・夜間・居宅において生活できるためのサービス(居宅介護、短期入所、児童デイサービス、生活介護、療養介護、共同生活介護、施設入所、行動援護、重度訪問介護等)を利用するよう支援を行う。	サービスを提供することにより、自立した日常生活・社会生活を営むことができる。	354,023
事業の効果	サービスを提供することにより、自立した日常生活・社会生活を営むことができる。					